まちづくり協議会設立の手引き

~住民主体のまちづくりに向けて~

大津市市民部 自治協働課 平成29年7月

令和2年3月 改訂

目 次

1	まちづくり協議会の設立が今、必要な背景	a ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	2
	(1) 地域をとりまく環境の変化 (2) これからのまちづくり		
2	まちづくり協議会とは	• • • • • • • • • • • • • • •	3
	(1)組織の名称(2)設立単位及び構成員(3)まちづくり協議会の要件(4)まちづくり協議会の組織		
3	まちづくり協議会設立によるメリット	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
	(1) まちづくり協議会設立によるメリット(2) 地域のネットワークを活かした活動の展開(3) 将来的な役の負担軽減		
4	まちづくり協議会設立までの流れ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8
	ステップ1 合意形成 ステップ2 設立準備 ステップ3 設立手続		
5	まちづくり計画書の策定	• • • • • • • • • • • • • •	17
	(1) まちづくり計画書とは(2) まちづくり計画書の記載項目(3) まちづくり計画書の策定手順		
6	Q&A	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	19
7	参考資料•様式集	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	22

はじめに

これまで人口増加が続いてきた大津市においても、人口減少局面を迎え、今後は少子高齢化がさらに進むことが予測される一方で、定年制度や雇用環境の変化、単身世帯の増加などから、まちづくりの担い手不足や固定化がより大きな課題となってきています。

また、地域の課題がますます多様化、複雑化する中、生産年齢人口の減少に伴う税収入の減少により、本市の財政状況は今後も厳しい状況が続くことが予測され、より一層効率的な都市経営が求められています。

このような状況の中、市民・市民団体、事業者及び市の三者が力を合わせて「みんなのための」公共サービスを「みんなで支え」、誰もが愛着と誇りをもち、住み続けたくなる大津の実現を目指して平成23年4月に「大津市『結(ゆい)の湖都』協働のまちづくり推進条例(以下、「条例」という。)」を施行しました。そして、条例第13条の規定に基づき、三者協働によるまちづくりを今後も具体的かつ積極的に進めるため、第2期大津市協働推進計画にあたる「大津市協働のまちづくり推進計画」(以下、「計画」という。)を平成29年3月に策定しました。

同計画では平成24年3月に策定した第1期大津市協働推進計画の成果と課題から、今後の協働推進の考え方を踏まえた3つの基本方針を掲げており、その一つである「公共の担い手・協働の主体の充実」を推進するため、様々な施策に取り組んで参ります。

本手引きは、計画に掲げる公共の担い手の充実を図るため、おおむね小学校区単位による 社会の変化と地域の状況に応じた地域自治の仕組みづくりに向け、まちづくり協議会の設立の 必要性や設立手順について解説しています。それぞれの地域の実情に応じたまちづくりを進め る中で、本手引きを活用していただければ幸いです。

1 まちづくり協議会の設立が今、必要な背景

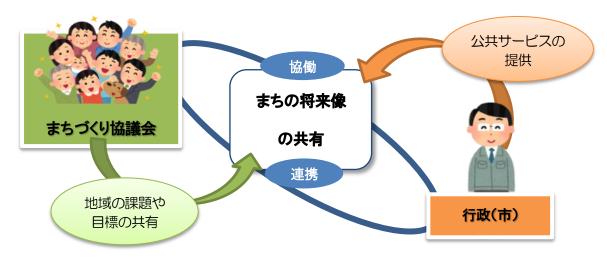
(1)地域をとりまく環境の変化



少子高齢化や価値観の多様化など地域を取り巻く環境が大きな変化を迎えるなか、地域の各種団体においては、会員・役員の高齢化や担い手不足により活動が困難になることが予想されます。また、生産年齢人口の減少に伴う税収入の減少など厳しい財政状況により、行政サービスでの住民ニーズへの対応が難しくなることも予想されます。そういったことから、今後は、地域においても行政においても、従来の仕組みを転換していく必要があると考えています。

各種団体の担い手の減少・高齢化・固定化などが進むなか、それぞれの団体が個別に活動していくよりも、地域全体で課題解決に取り組む必要があるため、自治会や自治連合会をはじめ地域の各種団体や事業者が加わり、さまざまな主体が協働して持続可能なまちづくりを行っていく仕組みづくりが一層求められています。

(2)これからのまちづくり



2 まちづくり協議会とは

まちづくり協議会は、協議に基づき地域の課題は地域で解決する住民主体の自治組織であり、自治会や自治連合会を含めた複数の各種団体、地域の事業者や個人等多様な主体を包括 した当該地域を代表する組織です。



多様な人材がさまざまな関わり方でまちづくりに参加 住民自治の確立と持続可能なまちづくり

(1)組織の名称

各地域のまちづくり協議会の名称は、各地域独自に決定できます。(例「まちづくり委員会」、「地域自治協議会」、「学区振興会」など)

(2)設立単位及び構成員

まちづくり協議会は、おおむね1小学校区を単位とし、地域の各種団体、事業者や個人等多様な主体で構成されます。

まちづくり協議会とは・・・

- 各種団体・各法人・地域の事業者や個人など、多様な主体が構成員です
- 各種団体・各法人等はそれぞれ連携・協力してまちづくり協議会の活動を実施します



(3)まちづくり協議会の要件

まちづくり協議会として、地域で広く事業を行っていくためには、当該地域の全住民、各種 団体、事業者などが連携・協力し、話し合いのもとに目指すべきまちづくりを進められる運営 体制が整っている必要があります。そのため、市ではまちづくり協議会の要件を次のように定 めています。

おおむね1小学校区を活動範囲とし、活動範囲内の全ての住民を対象としたまちづくりに取り組むこと。

自治会や自治連合会を含めた複数の各種団体、地域の事業者や個人等 多様な主体が運営及び活動に参加できること。

名称、事務所の所在地、代表者及び役員の選出方法、総会の方法、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他民主的で透明性の高い運営を行うために必要な事項が、会則に定められていること。

運営に当たる役員や代表者が、構成員の意思に基づき民主的に選出されること。

地域の課題と目標を共有し、地域振興、教育・子育て、健康・福祉、 環境、防犯・防災等の分野ごとにその解決に向けた活動方針や事業計 画を定めたまちづくり計画書を策定していること。

特定の団体や個人の利益に寄与することを目的としていないこと。

まちづくり協議会が地域を代表する組織として活動していくための4つのポイント!

民主性・・・学区全体の幅広い課題について、みんなの知恵を出し合って解決しましょう。

開放性・・・誰でも参加できる仕組みをつくり、新たな主体を巻き込みましょう。

透明性・・・広く住民に広報することで、組織や活動を地域全体に広げていきましょう。

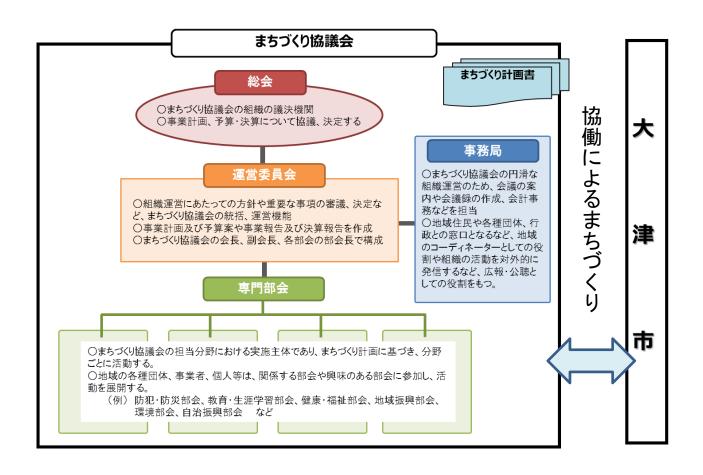
計画性・・・地域のまちづくり計画書に基づき、取り組むべきことを明確に、また各主体の役割分担を決めて活動しましょう。



(4)まちづくり協議会の組織

まちづくり協議会では、地域課題に応じた効果的な事業に、継続的かつ発展的に取り組むことができる仕組みとして、事務局や専門部会を設置するなど、新たな組織づくりが必要となります。まちづくり協議会の形は、各地域の実情に応じて決めていただくこととなりますが、イメージとしては次のような形になります。

(例)まちづくり協議会組織のイメージ図



まちづくり協議会が地域の新しい自治組織として設立され、活動を継続していくためには、住民から信頼される組織である必要があります。

まちづくり協議会として、毎年総会を開催し、事業報告や決算の承認を受け、事業計画や予算を審議し、役員の選任などを行うといった、組織としてのルールである会則に基づき組織を運営しましょう。



3 まちづくり協議会設立によるメリット

(1)まちづくり協議会設立によるメリット

まちづくり協議会は、地域内の各種団体のネットワーク化や相互補完を図るとともに、それ ぞれの地域の実情や特色を生かし、住民主体でまちづくりを行う組織です。地域住民のニーズ にきめ細かく対応することができ、持続可能な住み良いまちづくりの実現を目指します。

1 地域のネットワークや資源を活かした活動の展開

これまでの個々の団体ごとの活動に個人や他の団体また事業者など多様な主体が連携、協力することで、地域のネットワークや資源を活かした活動が展開できます。

2 効果的・効率的な事業展開

各団体で共通する課題をまちづくり協議会の部会で解決することにより、地域全体で 効果的・効率的な活動を検討、実施できます。

3 将来的な役の負担軽減

各団体の活動をまちづくり協議会の部会で行うことにより、組織がスリム化されるなど、将来的な役の負担軽減に繋がります。

4 住民主体のまちづくりの実現

地域の目指すべき将来像を、地域住民が責任を持って考え、共有して取り組んでいく ことで、住民主体のまちづくりを実現していくことができます。

5 地域住民の連帯感の醸成

住民の参画や各種団体が連携することにより、地域に一体感が生まれ、さらに地域活動への参画が活発になるなど、自治会などの各種団体の運営も円滑に行われる効果が期待できます。

6 行政との協働による課題解決

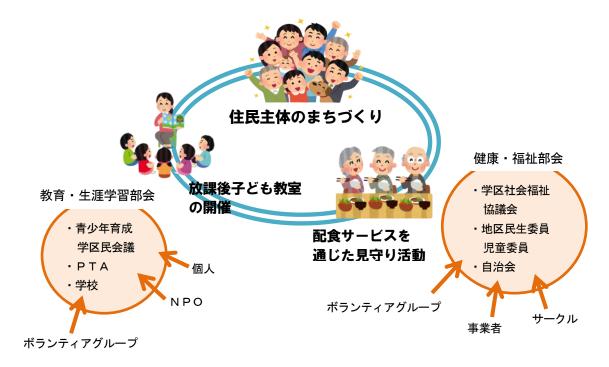
地域の複雑化・多様化する課題解決に対し、まちづくり協議会と行政が連携、協働することにより課題解決に取り組むことができます。

住民や団体が横につながり、協議をし、課題を共有する場をつくることで、お互いが連携して、課題の解決策を検討したり、事業の効率化に繋げることができます。 みんなで支え、みんなで育むまちづくりを進めるためにも、多くの人が参加したいと 思えるようなまちづくり協議会を目指しましょう。



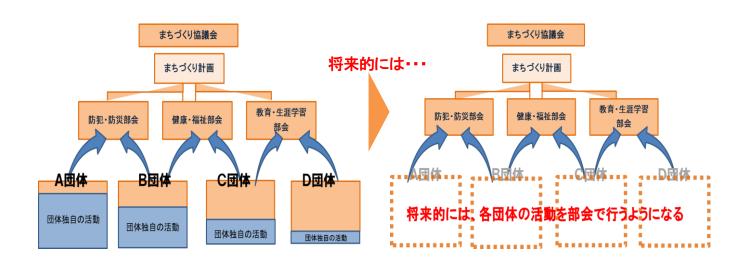
(2)地域のネットワークを活かした活動の展開

これまでの個々の団体ごとの活動に、個人や他の団体また事業者など、多様な主体が連携、 協力することで地域のネットワークや資源を活かした活動が展開できるようになります。



(3)将来的な役の負担軽減

各団体で共通する課題をまちづくり協議会の部会で検討することにより、地域全体で効果的、 効率的な活動が展開されます。また、各団体の活動をまちづくり協議会で行うことにより、将 来的には役の負担軽減に繋がります。



4 まちづくり協議会設立までの流れ

まちづくり協議会設立までの一般的な流れは次の通りですが、地域によって様々な進め方が あると考えられます。まちづくり協議会の設立に取り組む際の参考にしてください。

ステップ1 合意形成 ①地域内の各種団体や事業者などによる地域の現状や課題共有のための話し合いの場の設定 ②まちづくり協議会の検討に向けた説明会(市からの説明) ③地域内の各種団体や事業者などの組織構成、活動内容、課題等の共有(意見交換会) ④地域内でのまちづくり協議会設立の必要性の意思確認 (検討会) ステップ2 設立準備 ⑤まちづくり協議会設立準備委員会の設立 ⑥地域の良いところや課題、地域資源の洗い出し(現状把握) ⑦地域の目指す将来像や方向性の決定 ⑧現状と将来像のギャップを埋めるための解決策(取組)の検討 ⑨解決策を分野別に分類(防犯・防災、健康・福祉、教育・子育て、地域振興など) ⑩分野ごとの担い手の決定(専門部会) ⑪分野別解決策の具体的な事業計画案及び予算案の作成 ⑫⑥から⑪までをまとめた「まちづくり計画書」案の策定

ステップ3 設立手続

⑬まちづくり協議会の構成員名簿案、運営委員会名簿案、会則案の作成

⑭総会の開催と議案(構成員・運営委員会名簿案、会則案、まちづくり計画書案等)の承認

15市へ設立届(名簿、会則、まちづくり計画書、総会資料)の提出(市で受理)

ステップ1 合意形成

1

地域の現状や将来的に考えられる課題を整理して、まちづくり協議会設立の必要性について各種団体や事業者、住民間で共有しましょう。

わたしたちの住む地域には、自治会をはじめ地域住民で構成されている数多くの団体があります。地域の現状や課題を整理し、まちづくり協議会の設立が必要だと思う理由や考えについて共有し、また、意見交換をするなど話し合いの場を通して協力や参画をしてもらえるよう環境を作りましょう。



各種団体は地域によって異なります。

まちづくりに協力してもらえ る団体をどんどん増やしていけ ると良いですね。

【主な団体等】

- ▶ 自治連合会、自治会
- > 社会福祉協議会
- ▶ 商店街関係
- > 公民館利用者団体
- > 学校、園
- ▶ PTA 関係
- ▶ スポーツ少年団
- ▶ 老人クラブ
- 地区民生委員児童委員
- > 交通安全協会
- ▶ 消防団
- ▶ 自主防犯、防災組織
- ▶ ボランティアグループ
- ▶ 事業者 など

2

まちづくり協議会についての説明会(市からの説明)を開催しましょう。

まちづくり協議会によるまちづくりの考え方は、地域内のことを 「わたしたちで考え、わたしたちで決定し、わたしたちが住み良い まちを作ること」です。



今までの行政主導のまちづくりから、地域の住民が主役となるまちづくりへと変えていく中で、まちづくり協議会の内容や設立に向けた取組方法について、必要に応じて市からの説明を受けます。

3

地域内の各種団体や事業者などの組織構成、活動内容、課題等を共有するため の話し合いの場(意見交換会)を設定しましょう。

地域内には多くの団体があり、組織構成や活動内容も多岐にわ たり、抱えている課題も様々です。団体間での情報共有を図り、ま た、お互いの意見を聞くため、話し合いの場(意見交換会)を設け ましょう。

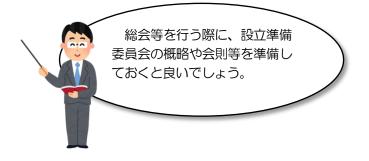


(4)

まちづくり協議会設立の必要性の意思確認と合意形成を図るため、各種団体等による検討会を開催しましょう。

意見交換会で賛成や反対の意見、疑問点などたくさんの意見が出てきたと思います。 それらの意見を集約していくための検討会の中で、「わたしたちの、わたしたちによる、 わたしたちが住みやすい『まち』を作りたい」という意識を高め、まちづくりを行いた いというわたしたちの総意を形成しましょう。

わたしたちの『まち』を作りたいという気持ちが高まり、地域内の各種団体等へも説明し、賛同を得られるようになったら、総会を開催するなど、合意形成を図りましょう。



【確認事項】

- まちづくり協議会を設立して何を行うのか
- どのような組織の仕組みと するのか
- ▶ まちづくり協議会の設立に 向けた設立準備委員会の 設立(会則等やメンバーの 概略)について など

ステップ2 設立準備

(5)

まちづくり協議会設立準備委員会を設立しましょう。

まちづくり協議会を設立する意思確認ができました ら、まちづくり協議会設立準備委員会を設立し、まち づくり協議会の組織構成やまちづくり計画書案などを 検討していきましょう。



地域によって現状や課題は異なり、まちづくりの姿も変わります。わたしたちの『まち』に合った組織となるようにしていきたいですね。

【設立準備委員会で検討すること】

- > 組織の名称
- ▶ 組織構成
- > 事務局体制
- → 役員案
- > 会則案
- > 事業計画案
- > 予算案
- まちづくり計画書案など

(b) 地域の良いところや課題、地域資源を洗い出し、地域の現状を把握しましょう。

わたしたちの地域の誇れるところはどこでしょうか。日々の生活の中で問題と感じているところはありますか。未来のわたしたちの『まち』の長所を伸ばしたり短所を補ったりするために、今のわたしたちの地域の特性を把握しましょう。

【地域の特性】

- ▶ 豊かな農産物
- > 風光明媚な景観
- > 歴史的な遺産
- ▶ 便利な交通アクセス
- 静かな環境など





地域の目指す将来像や方向性を決めましょう。

私たちは何故まちづくり活動に取り組んでいるのでしょうか。5年後10年後のわたしたちの『まち』の姿は見えていますか。まずは、どんなまちにしたいのか、どういうまちにしたいのか、具体的なイメージを決めましょう。



【5年後、10年度のわたしたちの 『まち』のイメージ】

- 子どもたちが元気に走り回っている『まち』
- ▶ 隣近所の住民と毎日挨拶している『まち』
- ▶ 『まち』の若者が戻って来たいと思う『まち』
- 多くの人から住みたいと思われる『まち』など

8

地域の現状と目指す将来像とのギャップを埋めるための解決策(取組)を検討しましょう。

あんなまちにしたい、こんなまちにしたいと思うのは、今の『まち』がわたしたちの思い描く『まち』とは違うからではないでしょうか。何が違うのかを考えて、どうすれば違いが解消されるのか、解決策(取組)を検討していきましょう。



【現状と将来像のギャップ】

- 地域の中に子どもが遊べるところが少ない
- ▶ 地域で会っても挨拶をしない
- 一人暮らしの高齢者と地域の つながりが薄い など

9

解決策(取組)を分野ごとに分類(防犯・防災、健康・福祉、教育・子育て、 地域振興、環境など)しましょう。

現状と将来像のギャップを埋めるために検討した解決策は、防災に関係することや地域振興のことなど多岐にわたると思います。分野ごとに分類し、効率よく解決できるようにしていきましょう。



【分野の例】

- ➤ 防犯·防災
- ▶ 健康·福祉
- ▶ 教育·子育で
- > 地域振興
- ▶ 環境 など

10

分類した分野ごとの担い手の決定 ⇒ まちづくり協議会の専門部会を決めましょう。

分野別に分類した解決策を実行していくチーム (専門部会)を決めましょう。専門部会には、リー ダー等の役割を設定し、何人で実行していくかも考 えておく必要があります。



チーム(専門部会)につい て、決まった形はありませ ん。企画や実行がしやすいよ うに作っていきましょう。

【専門部会の決定】

- ➢ 一人暮らしの高齢者を支える
 - ⇒健康·福祉部会
- 空き家を解消したい⇒地域振興部会
- 地域人材の知識や技術を学校教育の場で活用したい⇒教育・子育て部会など

分野別の解決策(取組)の事業計画案及び予算案を作りましょう。

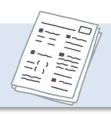
分野別に分類した解決策を実行するためには、どういった準備が必要でどういった取組が必要かなどを検討し、計画書等を作成しましょう。また、その計画にかかる費用をいくらぐらいで行えるか、どうやって準備するか、何年かけて行うのかなども併せて検討しましょう。

【事業計画案・予算案の内容】

- > 問題点と解決策
- ▶ 解決までの実行期間
- > その他解決に向けて必要 な事項
- ▶ 解決策実行にかかる費用
- > 費用の捻出方法 など

12

まちづくり計画書案を策定しましょう。



最後に、中長期の期間のまちづくり計画を策定しま しょう。各月にすることや年に一度すること、時には 数年に渡ってすることを計画しましょう。



まちづくりの計画を実行するには、人手やお金がかかります。 来年の今頃をイメージして、無理のない範囲で計画を策定しましょう。

【計画に記載する内容】

- > 地域の現状や課題
- ▶ 目指すべきまちの将来像
- 将来像の実現に向けて実施する事業など

ステップ3 設立手続

13

まちづくり協議会の構成員名簿案、運営委員会名簿案、会則案を作りましょう。

まちづくり協議会の構成員(団体・事業者・個人)の名簿を作りましょう。多様な主体によるまちづくりを進めるため、その地域内の団体だけでなく、個人も参加できる機会を保障しましょう。

また、まちづくり協議会の中心となる運営委員 会名簿も作成し、組織を円滑に運営するための役 割分担を決めましょう。

まちづくり協議会は、多くの人や団体が一緒に活動を行っていきます。そのためには一定の約束事が必要になります。わたしたちのまちづくりに必要な約束事=「会則」も作成しましょう。

会則には、誰でも参加でき、透明性の高い運営 を行うために、構成員や運営機関、会議の進め方、 情報の公開方法などを定めましょう。

【構成員名簿】

参加している団体・事業者・個人 を記載

【運営委員会名簿】

役員や専門部会のメンバーとその役割分担

【会則概要】

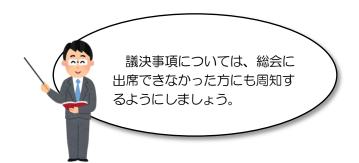
- > 協議会の基本情報
- > 協議会の運営機関
- > 協議会の役員
- ▶ 協議会の会議
- ▶ 協議会の予算 など



会則はみんなが分かりやすいものを作るよう心がけましょう。 手引きに会則例を載せていますので、参考にしてください。 14)

設立総会を開催し、議案(構成員名簿案、運営委員会名簿案、会則案、まちづ くり計画書案等)の承認を行いましょう。

まちづくり協議会設立準備委員会で、まちづくり協議会に係る取り決め事項の作成が完了したら、設立総会を開き承認を得ましょう。



【総会について】

- ▶ まちづくり協議会の役員により進行
- > 会議録を作成

【議決事項】

- > 役員の決定
- > 会則の承認
- まちづくり計画書の承認など

(15)

市へ設立届(構成員名簿、運営委員会名簿、会則、まちづくり計画書、総会資料)を提出しましょう。

総会で承認を得られたら、市へ設立届を提出しましょう。市へ届け出ることにより、まちづくり協議会と市の協働によるまちづくりが円滑に行われることになります。



【設立届】

- > 協議会の名称
- > 協議会の事務所
- > 代表者氏名
- ▶ 設立年月日

【添付資料】

- ▶ 構成員名簿、運営委員会名簿
- ▶ 会則
- > まちづくり計画書
- ▶ 総会資料 など

5 まちづくり計画書の策定

(1)まちづくり計画書とは

まちづくり計画書は、地域の目指すべき将来像の実現に向けた中長期的なまちづくりの計画を定めるものです。計画を実効性のあるものとするには、住民の共通理解を得ることが大事になることから、住民の皆さんで話し合って策定していくことが重要です。

住民を対象としたアンケート調査や座談会、ワークショップの開催など、策定にあたっては、できるだけ多くの方が参加できる方法を工夫しましょう。

(2)まちづくり計画書の記載項目

以下にまちづくり計画書の記載項目を示しますので、策定の際の参考にしてください。

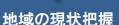
以下によりフへり計画	到着の記載項目を示しますので、東定の際の参考にしてください。
計画の目的	計画を策定する目的を定めます。
計画の期間	計画の対象とする期間を定めます。中期的な計画であれば3~5年、長期的な計画であれば10年を目安としてください。環境の変化に対応するには、5年程度が適当です。
小学校区の概要	地理、自然、歴史、文化、観光、行事、産業、人口、世帯など の基礎的な情報をまとめます。
地域の組織・団体	小学校区を活動単位とする団体の他、広域で活動する NPO 法人など、地域には様々な団体があります。どのような団体が、どのような活動をしているのかまとめます。
地域の現状・課題	地域の良いところや課題、地域資源といった地域の現状を記載 します。現状を正確に把握することが、今後必要となる事業の 選定に繋がります。アンケート調査や座談会などを活用し、必 要な情報を収集して分析しましょう。
地域の将来像・基 本方針	地域の現状・課題から、目指すべき地域の将来像や基本方針を 定めます。地域の中で共有できる将来像・方針となっているこ とが大事です。
専門部会の構成	専門部会の種類と参加団体・個人等を定めます。
分野(専門部会) 別の目標と取組	地域の将来像を実現するための分野ごとの目標と、達成に向けた取組を定めます。
実施事業計画	分野別に定めた取組について、具体的に行う事業の内容や費用 を決めます。

(3)まちづくり計画書の策定手順

地域の中で話し合いながらまちづくり計画を策定することになります。以下にまちづくり計画書の策定手順を示しますので、策定の際の参考にしてください。

計画策定の決定

まずはまちづくり計画書の策定が必要な理由を地域で共有し、策定体制や進め方について決めましょう。



地域の現状を把握するため、調査項目や調査方法などを話し合いましょう。また、調査の集計や分析にはある程度の作業時間が必要です。できるだけ多くの人で役割分担をしましょう。

共有

調査結果の分析から、地域の良いところや課題、地域資源を抽出しましょう。抽出できた良いところや課題、地域資源を共有するため、広報紙などで広く地域住民に知らせましょう。

将来像や目標、取組と組織体制の作成

目指すべき地域の将来像や基本方針、実現に向けた分野別の目標を定めましょう。ワークショップなどで分野別の解決策(取組)や実行するための組織体制についても話し合いましょう。

具体的事業の検討

分野ごとに具体的に行う事業を検討します。検討の際には、今まで行っていた事業の見直しも 考えます。

計画書案の作成

これまでの検討結果を踏まえて計画書案を作成し、広く地域住民に知らせましょう。その際に出された意見について、計画に反映させる必要がある場合はこの時点で修正をします。

計画書の完成

作成した計画書案を総会に諮り、完成します。また、概要版を作成して配布するなど、多くの 地域住民に知ってもらうことも重要です。

6 Q&A

まちづくり協議会設立に向けた検討を行う上で、分からないことや疑問に感じることをまとめましたので、地域で話し合う際の参考にしてください。

まちづくり協議会について

Q1	自治連合会とまちづくり協議会の違いは何ですか?
Α	両方とも自分たちの住むまちをより良くすることを目的とした組織になります。自治連合会
	は自治会加入世帯を対象とした活動を実施しますが、まちづくり協議会は、地域内の全
	住民が活動の対象となります。

Q2	まちづくり協議会を必ず設立する必要がありますか?
Α	全市一斉に設立を進めるものではありませんが、住民主体のまちづくりを実現していくた
	めにも、市として設立に向けて、必要な支援を行っていきたいと考えています。

Q3	今後は市役所が行ってきた公共サービス全般をまちづくり協議会が担っていくのです										
	か?										
Α	今まで市役所が担ってきた公共サービスの全てをまちづくり協議会が担うものではありま										
	せん。まちづくり協議会は地域の課題を地域で解決する住民主体の地域自治組織とし										
	て、地域の実情に合わせたまちづくり活動に取り組む組織であり、活動に応じて市と連										
	携・協力し、より効果的、効率的な役割分担をしていくものです。										

Q4	まちづくり協議会の活動は全住民を対象とする必要がありますか?
Α	まちづくり協議会の活動は、地域の課題解決のための取組みであり、その対象も基本的
	には全住民となります。また、住民自らがまちづくり協議会を運営していくためにも、でき
	るだけ多くの方に参加を促す必要があります。

Q5	まちづくり協議会の構成員はどうしたらいいですか?
Α	地域が一丸となって、持続可能なまちづくりを行っていくためには、多様な主体が参画し
	ていることが重要です。自治会や自治連合会といった団体以外にも、例えばより広域で
	活動しているNPO法人や、事業者を含めることも考えられます。また、活動に前向きな
	個人の参画を促せば、担い手の確保や人材育成にもつながります。地域の実情に応じ
	て、より多くの団体・個人の参画を促す工夫が大事です。

Q6 1学区にまちづくり協議会を複数設立することはできますか?

A まちづくり協議会は、各種団体、個人、事業者等、地域の多様な主体が参画しまちづくりを行う住民主体の地域自治組織であり、その地域を代表する組織であることから、大津市としては、1学区につき1組織と考えています。

Q7 まちづくり協議会を設立すると、地域の各種団体はどうなりますか?

A まちづくり協議会は、共通の目標に向かって多様な主体が協力して事業を実施するための枠組みです。そこに参加する団体や個人は、まちづくり協議会の構成員にはなりますが、一つの主体として存続し、まちづくり協議会の事業とは別に、独自の活動を行うこともできます。将来的には、地域の活動をまちづくり協議会で行うことにより、各種団体の活動目的は、各部会の活動の中で達成されるものと考えています。

Q8 まちづくり協議会を設立すると、自治会などの既存組織と活動が二重になって、さら に負担が増えるのではないですか?

A 自治会などは近隣での相互の支え合いを中心とした活動、まちづくり協議会は小学校区 単位の広い範囲で、多様な主体により地域課題を解決するといった役割分担を明確に することで、相互連携による相乗効果も生まれ、より良い地域になることが期待されま す。

Q9 既存の組織をまちづくり協議会とすることはできますか?

A まちづくり協議会の設立方法に関する決まりはありませんので、地域の実情に合わせて 既存の組織をまちづくり協議会としていただくことも可能です。ただし、その場合も複数の 分野に対応した事業を実施できるよう、多くの団体・個人に構成員として参画してもらう 必要があります。

Q10 まちづくり協議会の事業は誰が実施するのですか?

A まちづくり協議会の事業は、基本的には専門部会ごとに各種団体等が連携・協力して実施していくことになりますが、各種団体の役員や特定の個人だけでなく、より多くの住民の参画を得て取り組んでいく必要があります。そのために、積極的に住民へ情報を公開したり、多くの住民から意見を聞いたり、場合によっては今まで行っていた事業を見直すなど、より多くの住民が参加しやすい事業としていく必要があります。

Q11 | まちづくり協議会の活動資金はどうするのですか?

A まちづくり協議会が活動していくためには安定的な活動資金の確保が必要です。現在、 各種団体に対して市からは様々な形で補助金が支出されていますが、将来的にはこれ らの補助金をまとめて、より自由に使える交付金とすることも検討しています。 また、組織の独自財源として、構成員からの会費徴収や自主事業(コミュニティビジネス)などによる収入の確保も検討していく必要があります。

Q12 まちづくり協議会には法人格が必要なのでしょうか?

まちづくり協議会は自主的な活動に基づく組織であり、必ずしも法人格を取得する必要はありません。しかしながら、法人格を取得することで、団体名義の契約や登記が行えるようになったり、経済活動等を実施する際のリスクが代表者に集中することを避けたり、社会的信用が高まって委託事業等の受託や寄附を受けられやすくなるメリットが挙げられます。先進的な取組をされている地域自治組織の中には、NPO 法人や認可地縁団体など様々な形で法人化されているところもあります。自分たちの活動内容に応じて、適切な法人制度を活用することが必要です。

まちづくり計画書について

Q13 まちづくり計画書は必ず策定する必要がありますか?

A まちづくり計画書は、地域住民が課題と目標を共有し、これからのまちづくりをみんなが 一丸となって行っていくための基本となるものです。まちづくり協議会の事業もまちづくり 計画書に基づいて実施していくことから、まちづくり計画書は必ず策定していただく必要が あります。

Q14 まちづくり計画書の期間は何年にしたらよいですか?

A 市としてまちづくり計画書の計画期間は特に定めませんが、中長期的な目標を定めて、 計画的な事業を進めていくことを目的としていることから、複数年にわたる計画になると 考えています。

Q15 まちづくり計画書を策定する際の現状把握として、住民アンケートを実施する必要がありますか?

A 幅広く地域住民の意見を聞く方法としてアンケート調査は有効ですが、時間的制約など から実施が困難な場合もあるかと思います。その場合にも、座談会やワークショップの開催、実際に現地を見て回るまち歩きウォッチングなど、できるだけ地域の現状を正確に 把握するように努めてください。

まちづくり計画書には、自分たちの住んでいる地域をどのようにしていきたいのかという将来像(ビジョン)と、それに向かって、計画的に取り組むための方策や事業などを記載しましょう。また、策定後は、できるだけ広く周知できるよう、広報誌やホームページなどを活用しましょう。



7 参考資料 · 様式集

まちづくり計画書のイメージ

1 計画の目的 (略)

3 小学校区の概要 (略)

4 地域の組織・団体

団体名	活動内容
〇〇学区自治連合会	(略)
〇〇自治会	(略)
○○協議会	(略)
〇〇協会	(略)

- 5 地域の現状・課題 (略)
- 6 地域の将来像・基本方針

【地域の将来像】

「みんなで支え合い、みんなでつくる笑顔のあふれるまち」

【基本方針】

- I 安心安全なまちづくり
- Ⅱ 次世代につなぐ地域人材づくり
- Ⅲ 高齢者や子どもがいきいきとしたまちづくり

7 専門部会の構成

専門 部会名	防犯・防災 部会健康・福祉 部会教育・子育 て部会		地域振興 部会	環境部会	
参加団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8 分野 (専門部会) 別の目標と取組

基本方針	分野 (専門部会)	目標	取組					
			①交通安全パトロールの実施					
	防犯•防災	住民の誰もが安心して 過ごせるまちにする。	②交通危険箇所マップの作成					
			③防災訓練の実施					
	がいる。		① (略)					
I 安心安全なまちづくり		(略)	② (略)					
			③ (略)					
			① (略)					
		(略)	② (略)					
			③ (略)					

基本方針	分野 (専門部会)	目標	取組
	健康•福祉 教育•子育て 地域振興	地域の福祉活動にみん	①高齢者配食サービスへの参加 促進
		なで取り組むまちにする。	②子ども食堂ネットワークづく り
			③福祉学習の場づくり
T VD## /\$/C \			① (略)
□次世代につ なぐ地域人材 づくり		(略)	② (略)
			③ (略)
			① (略)
		(略)	② (略)
			③ (略)

9 実施事業計画

基本方針	I 安心安全なまちづくり														
分野 (専門部会)	防犯•防災						目標			住民の誰もが安心して過ごせるま にする。					まち
取組	①交通安全パトロールの 実施					②交通危険箇所マップの 作成					③防災訓練の実施				
事業の内容	○○○と連携し、自治会内の パトロール体制を強化する。 ■スケジュール 4月 ○○○へ連携依頼 6月 □□□と協議				 地域内の交通事故多発地点などのマップを作成する。 ■スケジュール 4月 □□□と協議 5月から7月 情報収集とマップ作成 8月 マップ完成と配布 ■収支 △△△1地区あたり1千円×10地区 					各種団体や事業者、行政と連携した防災訓練を実施する。 ■スケジュール 4月から8月 関係者会議 9月 防災訓練の実施					
予算	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
(千円)	5	10	10	10	10	10	5	5	10	5	50	50	50	50	50

基本方針	Ⅱ次	Ⅱ次世代につなぐ地域人材づくり													
分野 (専門部会)	健康•福祉				目標		地域の福祉活動にみんなで取り約 まちにする。			組む					
取組	①高齢者配食サービスへ の参加促進			②子ども食堂ネットワー クづくり			③福祉学習の場づくり								
事業の内容	○○と連携し、高齢者の配食 サービス従事者への参加促 進を図る。 ■スケジュール 4月 現状把握 募集ちらしの検討 6月 参加者の募集 (回覧等の活用、事業 者への依頼) 1月 次年度の事業計画			事業 く ス 定期	者等の を図る ケジュ ネッ 支)ネッ 。 <u>ール</u>	りる <u>団</u> トワー -ク会iii 間	クづ	祉学	で ケジュ 関係 防災 福祉	きる機 <u>ール</u> 者会講 ど訓練!	- 時にお を使っ	割設		
予算	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
(千円)						(6	6	6	6	6	10	10	10	10	10

名簿

構成員名簿

番号		名称		備考
1	〇〇学区自治連合会	代表者()	
2	〇〇自治会	代表者()	
3	〇〇自治会	代表者()	
4	〇〇協議会	代表者()	
5	00会	代表者()	
6	〇〇商工会	代表者()	
7	〇〇株式会社	代表者()	
8	NPO法人OO	代表者()	
9	〇〇グループ	代表者()	

運営委員会名簿

	役職	名前		所絡先)	備考
	会長		()	
	副会長		()	
			()	
役員	会計		()	
	事務局長		()	
	会計監査		()	
			()	
	防犯·防災 部会		()	
部会長	健康 • 福祉 部会		()	
	教育・子育て 部会		()	
	地域振興部会		()	
	環境 部会		()	

会則

まちづくり協議会を一から立ち上げる場合や、既存の組織をまちづくり協議会とする場合な ど、設立方法は地域によって異なりますが、民主的で透明性の高い組織とするため、次の事項 は会則として規定してください。

○○学区まちづくり協議会 設立準備会会則

【準備会の会則の必要事項】

- ▶ 名称
- 事務所の所在地
- > 構成員
- > 代表者及び役員の選出 方法並びにその役割
- > 会議の方法
- > 予算の編成並びに決算 の調製及び報告
- ▶ 監査の方法

○○学区まちづくり協議会会則

【まちづくり協議会の会則の必要事項】

- ▶ 名称
- > 活動区域
- > 事務所の所在地
- ▶ 構成員
- 代表者及び役員の選出方法並びにその 役割
- ▶ 総会の方法
- ▶ 専門部会とその役割
- 予算の編成並びに決算の調製及び報告
- ▶ 監査の方法
- ▶ 情報の公開方法

【まちづくり協議会設立に向けた準備会の会則例】

●●学区まちづくり協議会設立準備会会則(例)

(名称)

第1条 本会は、「●●学区まちづくり協議会設立準備会」(以下「準備会」という。)と称する。 (目的)

第2条 準備会は、地域の住民や団体が主体となって、相互の連携と協働により地域の課題を解決し、住み良い地域にするため、●●学区まちづくり協議会を設立することを目的とする。

(構成員)

第3条 準備会の構成員は●●小学校区の区域の住民及び同区域内を活動拠点とする団体から推薦された者で構成する。

(事務所)

第4条 準備会の事務所は●●●●に置く。

(事業)

- 第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事務を行う。
 - (1)●●学区まちづくり協議会の組織構成、運営体制、会則等に関すること。
 - (2)●●学区まちづくり協議会設立までのスケジュールに関すること。
 - (3)まちづくり計画書の策定に関すること。
 - (4)その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

- 第6条 準備会に次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3)事務局長 1名
 - (4)会計 1名
 - (5)会計監査 ●名(2名以上)

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1)会長は、会を代表し、会務を統括し、会議を招集して議長となる。
 - (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ正副会長が協議し決定した順位により、その職務を代行する。
 - (3)事務局長は、会の運営に関する事務を担当する。
 - (4)会計は、会の運営に伴う出納経理事務を担当する。
 - (5)会計監査は、会の会計監査事務を担当する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、●●学区まちづくり協議会が設立されるまでとする。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第10条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

(経費)

第11条 準備会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 準備会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第13条 準備会は収支に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第14条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、会議に報告する。

(情報の公開)

第15条 準備会の会議録及び会計帳簿については原則として公開する。

(個人情報の保護)

第16条 準備会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、別に「個人情報取扱規程」を定め、適正に運用するものとする。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和●●年●月●日から施行し、●●学区まちづくり協議会の設立により、その効力を失う。

【まちづくり協議会の会則例】

●●学区まちづくり協議会会則(例)

(名称)

第1条 本会は、「●●学区まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の住民や団体が主体となって、相互の連携と協働により地域の課題を解決し、全ての住民にとって住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の活動区域は、おおむね●●小学校区内とする。

(構成員)

第4条 協議会は前条に規定する区域内を活動拠点とする団体及び事業者、個人で構成する。 (事務所)

第5条 協議会の事務所は●●●●に置く。

(事業)

- 第6条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)地域住民が、安全で安心して快適に暮らせるまちづくり事業
 - (2)地域資源を活用した魅力あふれるまちづくり
 - (3)地域住民が、愛着と誇りを持てるまちづくり事業
 - (4)その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。役員は総会において構成員の中から選任する。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3)会計 1名
 - (4)事務局長 1名
 - (5)会計監査 2名

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1)会長は、会を代表し、会務を統括し、総会および運営委員会を招集して議長となる。
 - (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ正副会長が協議し決定した順位により、その職務を代行する。
 - (3)事務局長は、会の運営に関する事務を担当するとともに、専門部会や行政等との連絡調整を行う。
 - (4)会計は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。
 - (5)会計監査は、協議会の会計監査事務を担当し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠選出の役員任期は、前任者の残 任期間とする。

(会議)

- 第10条 協議会の運営にあたり次の会議を開催する。
 - (1)総会
 - (2)運営委員会
 - (3) 専門部会

(総会)

- 第11条 総会は協議会の最高議決機関で、毎年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は役員の過半数の請求があった場合は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。
 - 2 総会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
 - (1)事業計画・事業報告に関する事項

- (4)役員の承認に関する事項
- (5)まちづくり計画の策定又は修正に関する事項
- (6)専門部会の報告に関する事項
- (7)その他協議会の運営に関し必要と認められる事項

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、運営委員会委員の過半数の請求があった場合は、会長が速やかに会議を開催しなければならない。
 - 2 運営委員会は、第7条に定める役員と各部会長をもって構成する。
 - 3 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1)事業計画・事業報告の作成に関する事項
 - (2)予算・決算の作成に関する事項
 - (3)会則の制定又は改廃等に関する事項
 - (4)まちづくり計画の策定又は修正に関する事項
 - (5)専門部会の報告に関する事項
 - (6)行政等と協議すべき案件に関する事項
 - (7)その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

- 第13条 協議会の活動を促進するため専門部会を設置する。
 - 2 専門部会は所管事項の企画及び執行にあたる。
 - 3 専門部会は第4条の構成員から選出し、構成する。
 - 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 5 専門部会は必要に応じて部会長が召集する。

(事務局)

- 第14条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を設置する。
 - 2 事務局員の選考は、運営委員会において行う。
 - 3 事務局員は次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1)協議会の運営に関すること。
 - (2)構成員及び行政等との連絡調整に関すること。
 - (3)その他会長が必要と認めること。

(経費)

第15条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。 (会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第17条 協議会は収支に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第18条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(情報の公開)

第19条 協議会の会議録及び会計帳簿については原則として公開する。

(個人情報の保護)

第20条 本会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、 別に「個人情報取扱規程」を定め、適正に運用するものとする。

(解散)

第21条 協議会の解散は構成員の4分の3以上の議決を必要とする。

(雑則)

第22条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会で協議のうえ別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和●●年●月●日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立した日から令和●●年3月 31日までとする。

別記

個人情報取扱規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、各種活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は構成員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

- 第4条 本会は、構成員又は構成員になろうとするものから届出により、個人情報を取得するものとする。
 - 2 本会が構成員から取得する個人情報は、構成員名簿作成に必要な、氏名、住所、電話番号のほか、会の運営や活動に必要な項目で、構成員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

- 第5条 構成員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができる。
 - 2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、構成員名簿としてすでに構成員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替えることができる。

(利用)

- 第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
- (1)構成員名簿の作成
- (2)会議等の開催、専門部会等の活動、構成員管理、その他文書の送付など
- (3)その他、会の目的を達成するために必要な活動

(管理)

- 第7条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 構成員は、配布を受けた個々の構成員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

- 第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3)国の機関若しくは県、市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (4)その他、会長が必要と求める場合

附則

この会則は、令和●●年●月●日から施行する。

大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱 (目的)

第1条 この要綱は、地域の各種団体、個人、事業者その他多様な主体が参画し、まちづくりを行う 住民主体の地域自治組織であるまちづくり協議会の設立の届出手続について必要な事項を定めるこ とにより、地域の多様な主体による協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

(届出の対象となるまちづくり協議会)

- 第2条 この要綱による設立の届出の対象となるまちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) おおむね 1 小学校区を活動範囲とし、活動範囲内の全ての住民を対象としたまちづくりに取り組むこと。
 - (2) 自治会や自治連合会を含めた複数の各種団体、地域の事業者や個人等多様な主体が運営及び活動に参加できること。
 - (3) 名称、事務所の所在地、代表者及び役員の選出方法、総会の方法、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他民主的で透明性の高い運営を行うために必要な事項が、会則に定められていること。
 - (4) まちづくり協議会の運営に当たる役員や代表者が、構成員の意思に基づき民主的に選出されること。
 - (5) 地域の課題と目標を共有し、地域振興、教育・子育て、健康・福祉、環境、防犯・防災等の分野ごとにその解決に向けた活動方針や事業計画を定めたまちづくり計画書を策定していること。
 - (6) 特定の団体や個人の利益に寄与することを目的としていないこと。 (届出)
- 第3条 まちづくり協議会を設立したときは、当該まちづくり協議会は、大津市まちづくり協議会設立届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 構成員名簿
 - (2) 運営委員会名簿
 - (3) 会則
 - (4) まちづくり計画書
 - (5) 総会資料
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 新たに設立されるまちづくり協議会にあっては、設立に係る必要な手続を経たときは、まちづくり協議会の設立の日前であっても、まちづくり協議会の構成員となる者のうちから選任された代表者が第1項の届出を行うことができる。

(まちづくり協議会の要件の確認)

第4条 市長は、前条の規定による届出を受理したときは、その届出に係る事実を確認し、第2条各 号に掲げるまちづくり協議会の要件を具備するときは、まちづくり協議会設立確認書(様式第2号) を当該届出を行ったまちづくり協議会に交付するものとする。

(届出内容の変更)

- 第5条 第3条の規定による届出を行ったまちづくり協議会は、同条の規定により届け出た事項又は 添付書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに大津市まちづくり協議会変更届(様式第3号)に 当該変更に係る書類を添えて市長に届け出なければならない。
- 2 前条の規定は、前項の変更に係る届出がなされた場合について準用する。 (解散の届出)
- 第6条 第3条の規定による届出を行ったまちづくり協議会は、解散したときは、速やかに大津市まちづくり協議会解散届(様式第4号)を市長に届け出なければならない。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

(届出団体)

- (1) 所在地 〒 -
- (2) 団体の名称
- (3) 代表者

印

(4) 連絡先

まちづくり協議会設立届出書

まちづくり協議会を設立したので、大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

団 体 名	
団体の活動区域	
設立年月日	
添付書類	 (1) 構成員名簿 (2) 運営委員会名簿 (3) 会則 (4) まちづくり計画書 (5) 総会資料 (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

まちづくり協議会 代表者

様

大津市長

まちづくり協議会設立確認書

大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱第3条の規定により 年 月 日付けで受理した届出について、その届出に係る事実を確認したところ、貴団体が同要綱第2条各号に掲げるまちづくり協議会の要件を具備することを確認しました。

					年	月	日
(宛先) 大 津 市	長						
		(届出国	団体)				
		(2)	所在地 〒 団体の名称	_	rn.		
		(3) (4)	代表者 連絡先		印		

まちづくり協議会変更届

大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容	□ 団体の名称 □ 所在地 □ 代表者 □ 構成員名簿、運営委員会名簿 □ 会則 □ まちづくり計画書 □ その他()
変更前	
変更後	
添 付 書 類	

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

(届出団体)

- (1) 所在地 〒 -
- (2) 団体の名称
- (3) 代表者

印

(4) 連絡先

まちづくり協議会解散届

まちづくり協議会を解散しますので、大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱第6条により届け出ます。

<u>3, 2, 12, 12, 13, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14</u>	0	
名	称	
解散年	月日	
解散	理由	
備	考	